



PFASに関する取組状況について

令和 8 年 9 月

水・大気環境局



PFASに関する前回の総会からの主な取組状況について



①環境中への新たな排出の抑制 「作らない・出さない」

- ✓ 2025年5月にPOPs条約において、新たに廃絶対象となることが決まった**LC-PFCAについて、化審法において製造・輸入等を原則禁止**（2026年5月公布、同年11月施行予定）。（PFOS、PFOA、PFHxSについては、それ以前から化審法において製造・輸入等を原則禁止。）
- ✓ 地方公共団体が泡消火薬剤の在庫量を調査することを想定した**「PFOS等含有泡消火薬剤在庫量調査マニュアル」**を2026年3月に策定。泡消火薬剤の所有者等へ向けたパンフレット**「PFOS・PFOAを含有する泡消火薬剤等の取扱い・処理について」**を2026年5月に公表。

②健康影響の未然防止 「摂取しない」

- ✓ 2026年4月に、水道水中の**PFOS及びPFOAについて、遵守・水質検査の義務がある水道水質基準**を施行。
- ✓ 2025年6月、PFHxSに加えて、**PFBS、PFBA、PFPeA、PFHxA、PFHpA、PFNA、HFPO-DA（GenX）を情報・知見を収集する水道水に係る要検討項目**に設定。
- ✓ 全国の10万組の親子を対象とした大規模疫学研究である**「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」**、**環境研究総合推進費を活用した研究、化学物質の人へのばく露量モニタリング調査**を実施中。成果等については順次公開。

PFASに関する前回の総会からの主な取組状況について



③更なる汚染拡大の防止 「広めない」

- ✓ 2025年9月に、水道水に係る要検討項目に位置付けられている**PFAS計8物質を公共用水域等における要調査項目**に設定。（このうちPFHxSについては、これ以前から要調査項目。）
- ✓ 2026年6月に、公共用水域等において指針値を超過した場合等に関係自治体が参考となる情報を整理した**「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き（第3版）」**を公表。
- ✓ 2025年3月に、関係自治体に対し、**PFOS等を含む水の処理に用いた使用済活性炭の適切な保管等についての通知**を発出。
- ✓ 2025年より、国内のPFOS等の**濃度低減のための対策技術に関する知見を充実させるための実証事業**を実施。
2026年6月に**「PFOS等の濃度低減のための対策技術集」**を公表。（現在「令和7年度補正予算PFOS等の濃度低減のための対策技術の実証事業」を実施中）

④リスクコミュニケーションの推進 「正しく知る」

- ✓ 2025年3月に、地域行政でのさらなるリスクコミュニケーション促進のため、**「PFASハンドブック」**を作成、公表。
同年12月に更新。